

畜産センターの牛の福祉に関する公開質問書への回答について

NPO 法人動物実験の廃止を求める会 理事長 長谷川裕一 殿

PEACE命の搾取ではなく尊厳を 代表 東さちこ 殿

PETA Asia 動物の倫理的扱いを求める人々の会 アジア 上級副会長 ジェイソン・ベイカー 殿

これまで茨城県畜産センターでは、関連法令等に基づいた家畜の管理を行っております。お問い合わせいただいた「動物の愛護及び管理に関する法律」への対応状況については、令和5年7月26日に国から発出された「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を踏まえた管理を行うとともに、外部有識者を交えたチェック体制を構築することにより、アニマルウェルフェアに則した飼養管理に努めているところです。

また、運動場に関する「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「家畜伝染病予防法」への対応状況については、排せつ物を運動場外に搬出するとともに、運動場のコンディションを確認し、対応が必要な場合は改善を行っています。

職員の「地方公務員法」の対応については、職員への地方公務員としての資質向上を図っております。

「茨城県畜産センター動物実験等実施規程」の実験動物の飼養及び保管については、飼養保管基準に従い、実験動物の健康及び安全の保持に努めております。

茨城県畜産センターでは、引き続き、指針に則した飼養管理を実践していくとともにより良い飼養管理に向けた改善を進め、県内畜産農家の課題解決のための技術開発を行ってまいります。

茨城県農林水産部畜産課